野村不動産パートナーズ株式会社　行

FAX送付先　03-5368-7683

※恐れ入りますが、FAX送信後、到着確認のお電話をお願い致します。TEL　0120-775-561

解　約　申　出　書

下記物件の賃貸借契約を賃貸借契約書に基づき解約することを申し入れ致します。

ご契約者様（自署）

印

電話番号

物件名		（　　）号室
		駐車場・バイク・駐輪場　（　　）番
所在地	〒	
解約通知日	年　月　日　（書面を提出した日付）	
解約日※	年　月　日　（解約予告期間経過以後の日付）	

退室予定日	年　月　日　（未定の場合は記載なしのままで結構です） ※明渡立会い時の連絡先（TEL　　）			
	※後日、末尾記載協力業者より、明渡立会日の調整のご連絡がございます。			
敷金精算金振込口座	銀　行 信用金庫 組　合	本店 支店 出張所	預金種目	普通　・　当座
	口座番号		口座名義（カナ）	

※1 右上に署名頂いた契約者様氏名と同一名義の口座をご記入ください。（原則として他者名義の口座への返金はいたしかねます。）

※2 上記に記載した口座番号や名義人に相違があった場合、所定の期日に返金処理がなされない場合があることを予め承諾願います。また、この場合修正後の返金期日については管理会社に一任いただくものとし、異議は受け付けられません。

退去後の精算書類送付先（新住所もしくは実家等）	〒 ※新住所の情報が解約時点で未定の場合は、退去時までに別途ご連絡ください。

火災保険 弊社指定に加入の場合	解約　・　継続（転居先でも契約を継続できます）　※弊社指定の東京海上日動をご利用の方は必ずどちらかに丸をして下さい

解約理由	転勤　・　就職　・　転職　・　結婚　・　その他（　　）

協力業者	明渡立会日の日程調整の為、以下の協力業者からお客様に後日連絡がありますので予めご了承ください。 ・株式会社プランアンドネットワーク　・株式会社ハウスクリエイト２１　・株式会社ウイルリード ・リンクアセットマネジメント株式会社　・株式会社TFC ・株式会社タキズミ　・株式会社ダイメイ

注意①：明渡し立会ができない場合は、管理会社の判断で敷金精算業務（工事費用精算）を実施致します。

注意②：お部屋に残置物がある場合は、管理会社の判断で撤去、処分させていただきます。撤去処分などの費用はお客様のご負担となります。

■火災保険の解約

弊社指定の東京海上日動へご加入頂いている場合、上記欄の「解約」を選んで頂いた方へは解約書類が郵送されます。
それ以外でご加入の場合は、お客様各自でご解約手続きをお願いしております。お手元の証券をご確認の上
お手続きください。（解約日に応じて保険料返戻金がある場合があります）

【　退去手続きのご案内　】

●この度は弊社管理物件にお住まい頂きまして、誠にありがとうございました。

①解約申出書の提出

まずは所定の解約申出書をご提出ください。
（お電話での連絡だけでは解約受付は完了しておりません）

☆ 解約申出書への記載事項は、解約日の確定と敷金返金の為に必要な情報ですので、空欄の無いようご記入ください。
☆ 解約月の賃料は、一旦、満額でお支払い頂いております。（契約書に別段の規定がある場合は契約書に従います）
（日割精算の過払い賃料等は、後日敷金と共に精算・返金いたします。）
☆ 火災保険の解約
弊社指定の東京海上日動へご加入頂いている場合は保険解約の書類が後日送付されます。
それ以外でご加入の場合は、お客様自身で解約手続きをお願いしております。お手元の証券にてお手続きください。（解約日に応じて解約返戻金がある場合があります）

②退去立会い日の設定

解約日が近づいたタイミングで、提携業者から入居者様へ、立会日時の設定のお電話をさせていただきます。
日時のご希望をお伝えください。

☆ 解約日よりも早く退去する場合について
転勤等の都合で、解約日よりも早めに退去される方は、お手数ですが退去予定日の1週間ほど前までに、下記の管理会社まで、お電話で退去立会希望日時をお知らせください。
☆ 退去立会を行わない場合について
退去立会が出来ない場合は、管理会社で後日現地を確認し、敷金精算案を作成いたします。
退去後の鍵は管理人室へ預けてください。
管理人が不在の場合は、管理会社に連絡の上、封筒などに入れて管理人室の郵便受けに投函してください。

③退去日当日

引越しが完了し、すべての荷物の搬出を終えた状態で、退去立会を行います。
（照明器具の取外しなどお忘れなくお願いします。）

☆ 立会時にはお部屋の鍵、取扱説明書セットなど返却が必要なものをまとめてご返却ください。
☆ お手元にお認め印などご用意ください。
☆ 立会の所要時間は20分～60分程度とお考えください。
☆ 鍵の紛失について
入居時にお渡ししている鍵を失くした場合は、鍵交換費用として鍵の種類にかかわらず30,000円（別途消費税）をお客様にご負担頂いております。
退去後、一定期間経過しても鍵の返却がない場合も紛失したもとのみなし交換費用をご請求させて頂きます。

④敷金精算

退去明け渡しの完了後、精算の手続きを経て、敷金返金の額を確定します。
通常では退去日の翌月末もしくは翌々月末に返金いたします。

☆ 未払い賃料等　残存債務がある場合
契約書に基づき、敷金から相殺するなど返金まで時間を要します。
未払い金については早急にお支払いをお願い致します。

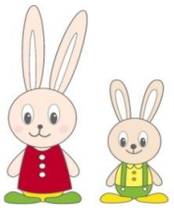

野村不動産パートナーズ株式会社
プロパティマネジメント事業本部　住宅事業部

解約立会／原状回復工事担当：大澤・原田
TEL：0120-775-561